

記 者 発 表 資 料
令和7年12月11日
商工金融課商工金融班
担当：及川、大友
電話：022-211-2744

クマ出没により売上げが減少した 中小企業者等に対する金融支援について

県では、クマの出没や目撃件数の増加に伴い、来客数の減少などにより売上げが減少した県内中小企業者等の資金繰りを支援するため、県制度融資「災害復旧対策資金（一般枠）」の取扱いを、12月12日から開始します。

1 資金概要

(1) 資 金 名	災害復旧対策資金（一般枠）
(2) 融資対象者	令和7年クマ出没に起因して、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること ※売上減少要件について、県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。 ※認定申請書は、県商工金融課ホームページからダウンロードできます。
(3) 融資限度額	一災害 5,000万円
(4) 融資利率	年 1.60%以内 (※県制度融資・一般資金(1.90%)よりも低利に設定)
(5) 資金使途 ・償還期間	運転資金、設備資金 10年以内(据置2年以内)
(6) 信用保証料	年 0.45~1.00%

2 取扱期間

令和7年12月12日（金）から令和8年3月31日（火）信用保証協会申込分まで

3 融資の申込先

宮城県制度融資取扱金融機関

（県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫へ直接申し込み）